

倉吉市指定文化財 旧牧田家住宅（主屋・付属屋）の利用に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、倉吉市指定文化財旧牧田家住宅（主屋・付属屋）（以下「倉吉淀屋」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 倉吉淀屋の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1）名称 倉吉市指定有形文化財 旧牧田家住宅（主屋・付属屋）
通称 倉吉淀屋
- （2）位置 倉吉市東岩倉町 2280 番地 3、2280 番地 4

（開館時間及び利用時間）

第3条 倉吉淀屋の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。

- （1）開館時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、集会等で利用する場合は、午前9時から午後10時までとする。
- （2）休館日は、12月29日から1月3日までとする。

（使用許可）

第4条 倉吉淀屋の施設を専用して目的及び目的外に使用しようとする者は、事前に行政財産使用（変更）許可申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 教育長は、使用を許可したときは、行政財産使用（変更）許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（許可の条件）

第5条 教育長は、使用の許可にあたり次の条件を付すものとする。

- （1）他人に迷惑を及ぼし、又はその恐れがある行為等、公の秩序や善良な風俗を害する行為をしてはならないこと。
- （2）許可を受けないで物品を販売してはならないこと。
- （3）施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失させる恐れのある行為をしてはならないこと。
- （4）許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ等をしてはならないこと。
- （5）喫煙、飲酒、又は火気（暖房器具及び防災関係を除く。）を使用してはならないこと。
- （6）許可を受けた目的以外の目的に倉吉淀屋を使用し又はその権利を第三者に譲渡する行為をしてはならないこと。
- （7）暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる行為をしてはならないこと。
- （8）その他管理上支障があると認められる行為をしてはならないこと。
- （9）倉吉淀屋の使用を終了した時は、速やかに原状に回復すること。
- （10）施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかに教育長に届け出るとともに、その損害を賠償すること。

（許可の取消し）

第6条 教育長は第4条の使用許可を受けた者が第5条に掲げる使用許可の条件に反する行為を行った場合は、使用中であっても許可を取り消し、使用の中止、又は退館を命ずることができる。

（使用料の徴収）

第7条 倉吉淀屋の使用の許可を受けた者は、倉吉市行政財産使用料条例（昭和39年倉吉市条例第17号）第2条の規定により、使用料を納付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月24日から施行する。

行政財産使用（変更）許可申請書		
(あて先) 倉吉市教育委員会教育長 様		年 月 日
郵便番号 住 所 申 請 者 (団体にあっては、所在地) 氏 名 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名) 電 話		
次のとおり倉吉淀屋の施設を使用したいので申請します。		変更の有無
使用の目的		
使用施設		
使用の人数		
使用期間	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで	
使用責任者	住 所 氏 名 電話 () -	
摘 要		

備考

- 1 使用期間には、準備・撤収等の使用時間も含めること。
- 2 展示・公開事業を行う場合には、その事業計画を記載した図面等を添付すること。
- 3 変更申請の場合は、全項目について変更後の内容を記入するとともに、変更する項目については、「変更の有無」欄に「有」と記入すること。(添付書類 変更に係る使用許可書)

行政財産使用（変更）許可書

年 月 日

様

倉吉市教育委員会教育長 印

次のとおり倉吉淀屋の使用を許可します。

使用の目的	
使用施設	
使用期間	<p>年 月 日（曜日） 時 分から</p> <p>年 月 日（曜日） 時 分まで</p>
使用料	円
許可の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・他人に迷惑を及ぼし、又はその恐れがある行為等、公の秩序や善良な風俗を害する行為をしてはならないこと。 ・許可を受けないで物品を販売してはならないこと。 ・施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失させる恐れのある行為をしてはならないこと。 ・許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ等をしてはならないこと。 ・喫煙、飲酒、又は火気（暖房器具及び防災関係を除く。）を使用してはならないこと。 ・許可を受けた目的以外の目的に倉吉淀屋を使用し又はその権利を第三者に譲渡する行為をしてはならないこと。 ・暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる行為をしてはならないこと。 ・その他管理上支障があると認められる行為をしてはならないこと。 ・各施設の使用を終了した時は、速やかに原状に回復すること。 ・施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかに教育長に届け出るとともに、その損害を賠償すること。 ・管理人へ終了の報告をすること。なお、事故や緊急な連絡については管理人へ連絡するとともに、倉吉市教育委員会文化財課へ連絡すること。